

令和6年度 全国安全週間説明会 資料集

- 1 令和6年度 全国安全週間実施要綱 (P1-2)
- 2 令和5年度労働災害発生状況 (令和5年確定) (P3)
- 3 松山労働基準監督署での労働災害発生状況 (令和5年全産業分析) (P4)
- 4 「転倒災害」発生状況 (全産業 休業4日以上に死傷者数) (P5-6)
- 5 年齢階層別労働災害発生状況 (全産業 休業4日以上に死傷者数) (P7-8)
- 6 令和6年度労働災害発生状況 (令和6年4月末現在) (P9)
- 7 松山第14次労働災害防止計画 (労働災害の推移と設定目標) (P10-12)

その他配布資料

- 1 STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン
- 2 エイジフレンドリーガイドライン (R6.4月版)
- 3 「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内
- 4 皮膚等障害化学物質の製造・取り扱い時に「不浸透性の保護具の使用」が義務化されます。
- 5 2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、保護措置が義務付けられます
- 6 労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されます
- 7 令和6年度 技能講習・教育等実施計画(令和6年度安全衛生管理計画書)

令和6年7月31日までに監督署まで提出をお願いします。

- 8 2024年4月から労働条件明示のルールが変わります

令和6年度全国安全週間実施要綱

1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で97回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和5年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上の死傷災害は前年同期よりも増加しており、過去20年で最多となった令和4年を上回る見込みで、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和6年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

危険に気付くあなたの目　そして摘み取る危険の芽　みんなで築く職場の安全

2 期間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
 - 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒ

ヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
リスクアセスメントの実施

ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
その他の取組

ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

（２）業種の特性に応じた労働災害防止対策

小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
オ トラックの逸走防止措置の実施
カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

（ア）「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止器具の適切な使用
（イ）足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
（ウ）職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
（エ）元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
（オ）建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
（カ）輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
（キ）一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

林業の労働災害防止対策

ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

（３）業種横断的な労働災害防止対策

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
エ 運動プログラム等の導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施
イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮
業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
イ その他請負人等が上記10（１）～10（３）に掲げる事項を円滑に実施するための配慮



令和5年労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症数を除く)

令和5年(確定)

松山労働基準監督署

業種別	年別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年 (1~12月)	令和4年 同期	対前年比	
									増減数	増減率
全産業		(7) 619	(6) 562	(3) 583	(2) 662	(2) 585	(3) 658	(2) 585	+73	+12.5%
製造業		(1) 104	108	116	114	92	113	92	+21	+22.8%
食料品製造業		45	35	57	47	35	49	35	+14	+40.0%
繊維工業							1			
その他の繊維製品製造業					1		1			
木材・木製品製造業		9	16	11	9	14	12	14	-2	-14.3%
家具・装備品製造業			2	2	1	2		2		
パルプ・紙製造業							1	1		
紙加工品製造業		2	2	1	3	2	1	2		
印刷・製本業		1		4	1	1		1		
化学工業		(1) 6	5	7	6	4	3	4	-1	-25.0%
窯業・土石製品製造業		7	5	4	7	3	3	3	±0	±0
鉄鋼業				4	2		1			
非鉄金属製造業			1				1			
金属製品製造業		11	11	8	8	6	13	6	+7	+116.7%
一般機械器具製造業		9	13	7	13	10	10	10	±0	±0
電気機械器具製造業		1	4	3	1	3	6	3	+3	+100.0%
輸送用機械器具製造業		1		2	3	1	2	1	+1	+100.0%
電気・ガス・水道業					1	1		1		
その他の製造業		12	14	6	11	9	9	9	±0	±0
鉱業		1	1		1		1			
建設業		(5) 76	(5) 56	(1) 68	(1) 69	(1) 69	(2) 64	(1) 69	-5	-7.2%
土木工事業		(4) 28	(2) 18	(1) 17	19	23	(1) 23	23	±0	±0
建築工事業		(1) 35	(3) 34	40	42	32	(1) 35	32	+3	+9.4%
うち木造家屋建築工事業		(1) 6	(1) 8	12	8	9	6	9	-3	-33.3%
その他の建設業		13	4	11	(1) 8	(1) 14	6	(1) 14	-8	-57.1%
鉄道・道路旅客業		8	4	8	8	8	7	8	-1	-12.5%
道路貨物運送業		77	83	79	76	84	73	84	-11	-13.1%
貨物取扱業		5	6	2	7	5	11	5	+6	+120.0%
うち港湾運送業		1		2	3		2			
農業		6	9	5	7	4	4	4	±0	±0
林業		9	12	10	6	7	10	7	+3	+42.9%
畜産・水産業		2	2	2	3	3	3	3	±0	±0
商業		122	89	95	(1) 136	105	115	105	+10	+9.5%
うち小売業		88	56	72	99	75	90	75	+15	+20.0%
金融広告業		21	10	6	19	8	10	8	+2	+25.0%
映画・演劇業		1		1						
通信業		22	11	16	22	12	17	12	+5	+41.7%
教育研究業		2	12	10	10	12	15	12	+3	+25.0%
保健衛生業		71	63	80	84	85	106	85	+21	+24.7%
うち社会福祉施設		45	36	55	58	63	72	63	+9	+14.3%
接客娯楽業		30	37	29	31	34	40	34	+6	+17.6%
うち飲食店		16	23	18	22	21	24	21	+3	+14.3%
清掃・と畜業		32	33	(1) 28	34	35	(1) 36	35	+1	+2.9%
官公署			1							
その他の事業		(1) 30	(1) 25	(1) 28	35	(1) 22	33	(1) 22	+11	+50.0%

松山労働基準監督署管内(松山市・伊予市・東温市・伊予郡・上浮穴郡)

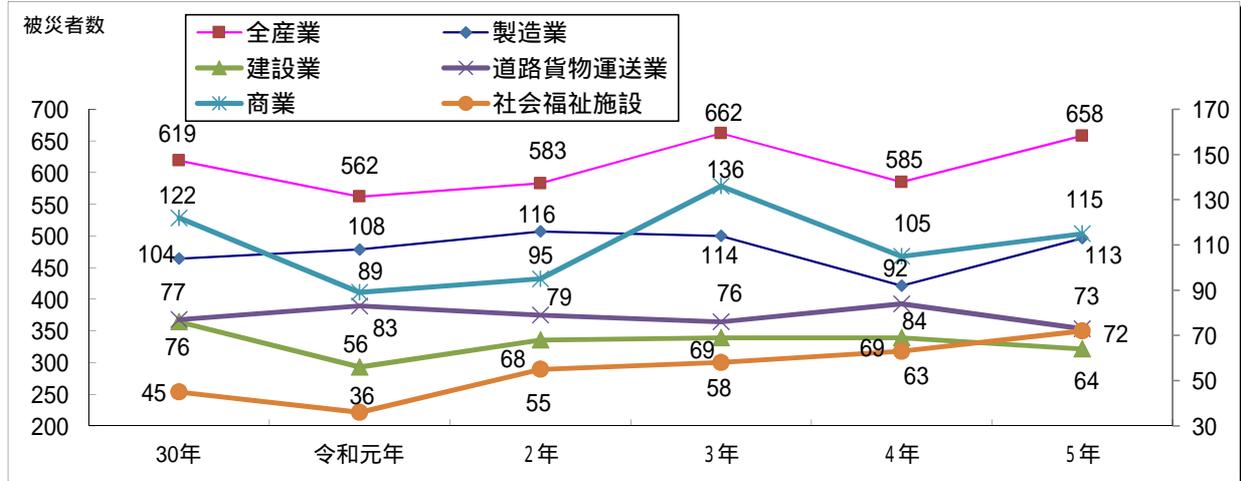
休業4日以上で()内は死者数を表し、内数である。3

松山労働基準監督署での労働災害発生状況(令和5年)

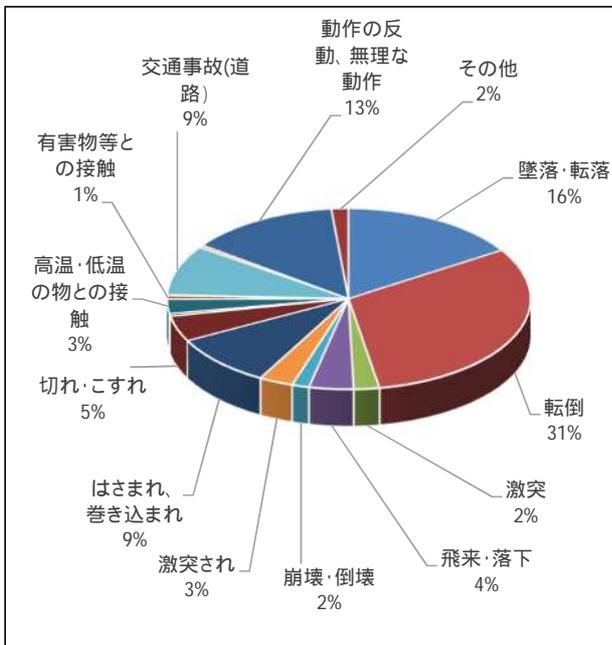
松山労働基準監督署

1. 労働災害の推移

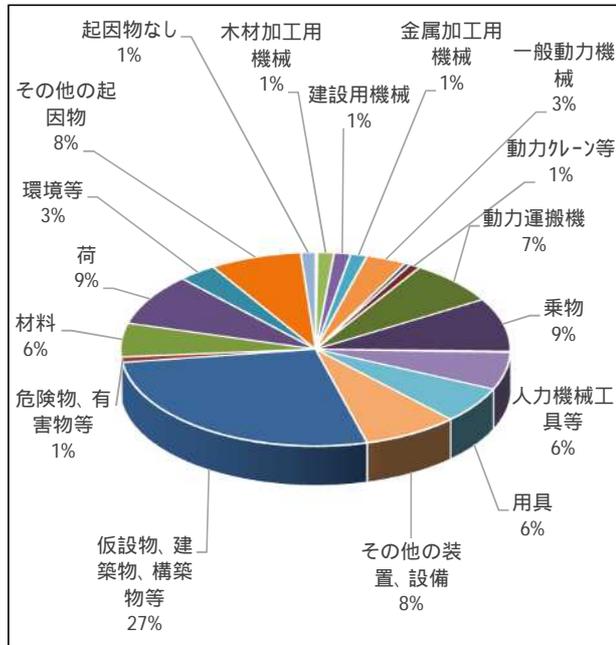
新型コロナウイルス感染症による労働災害を除く



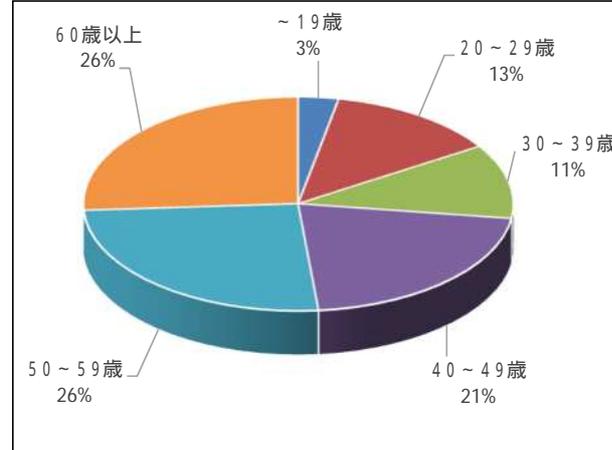
2. 事故の型別発生状況



3. 起因物別発生状況



4. 年齢別発生状況



5. 休業程度別発生状況

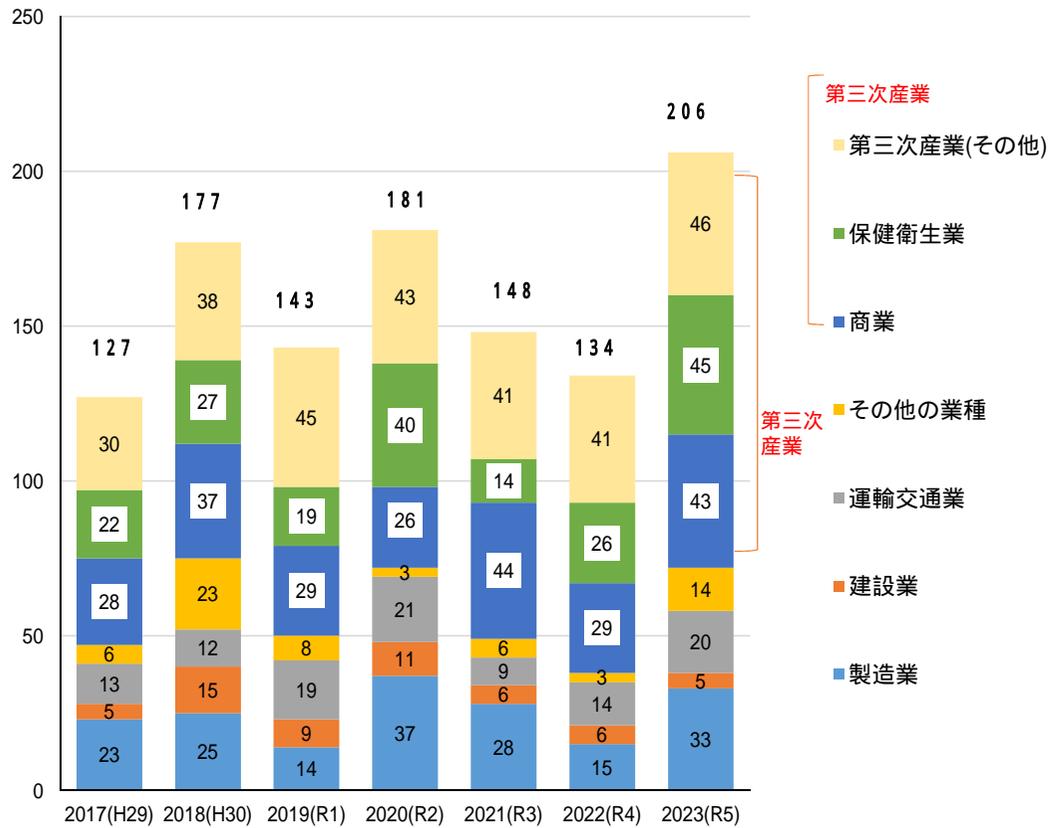


6. 外国人による労働者発生状況

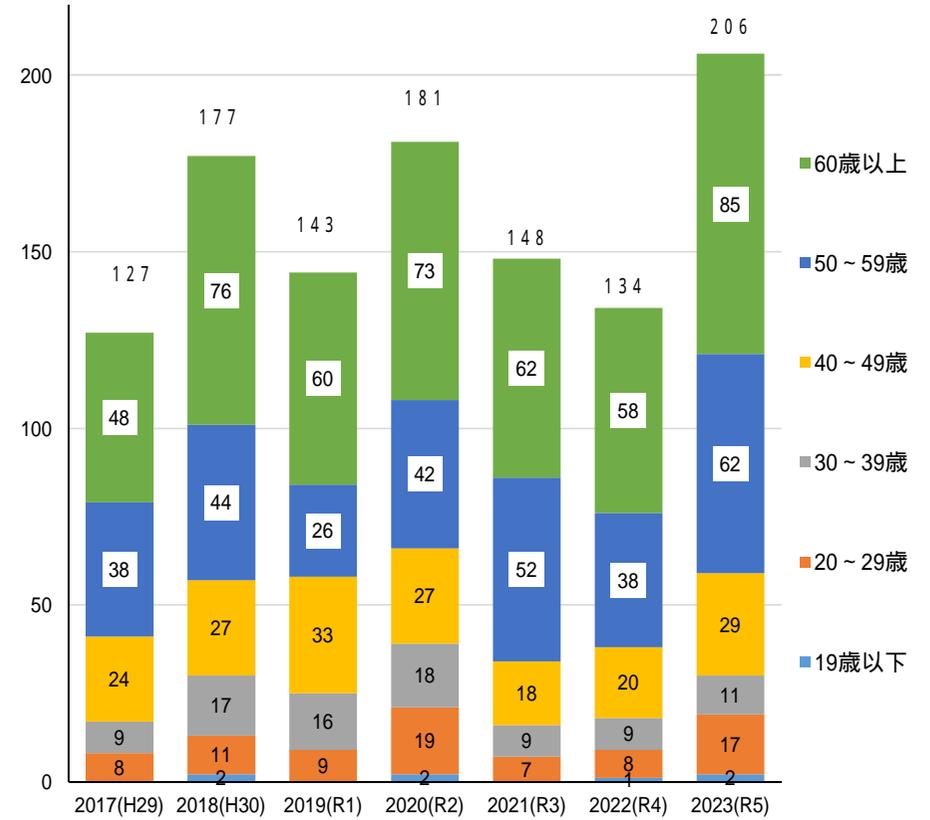
令和5年に外国人10人が被災している。

「転倒災害」発生状況(全産業 休業4日以上之死傷者数 松山署)

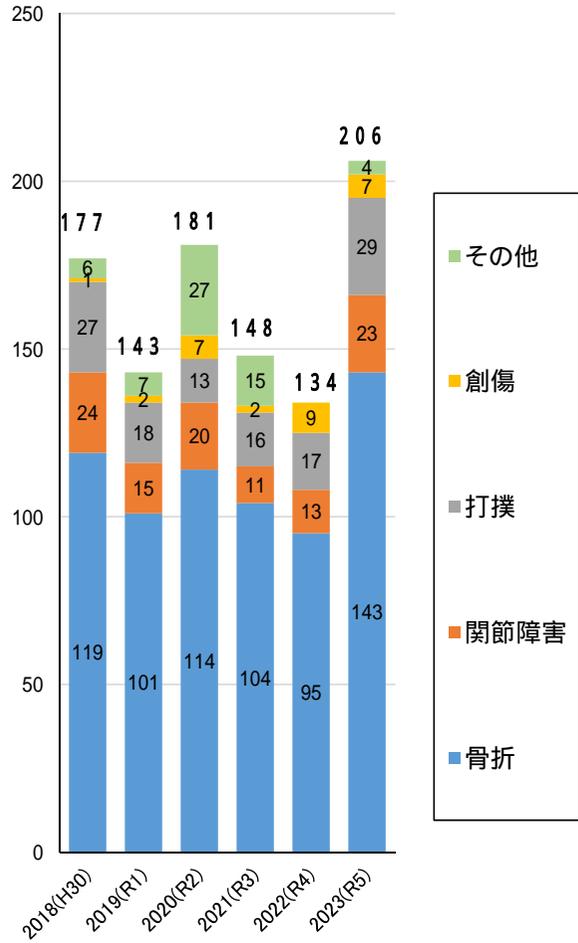
1. 主要業種別転倒災害発生状況の推移



2. 年齢階層別転倒災害発生状況の推移

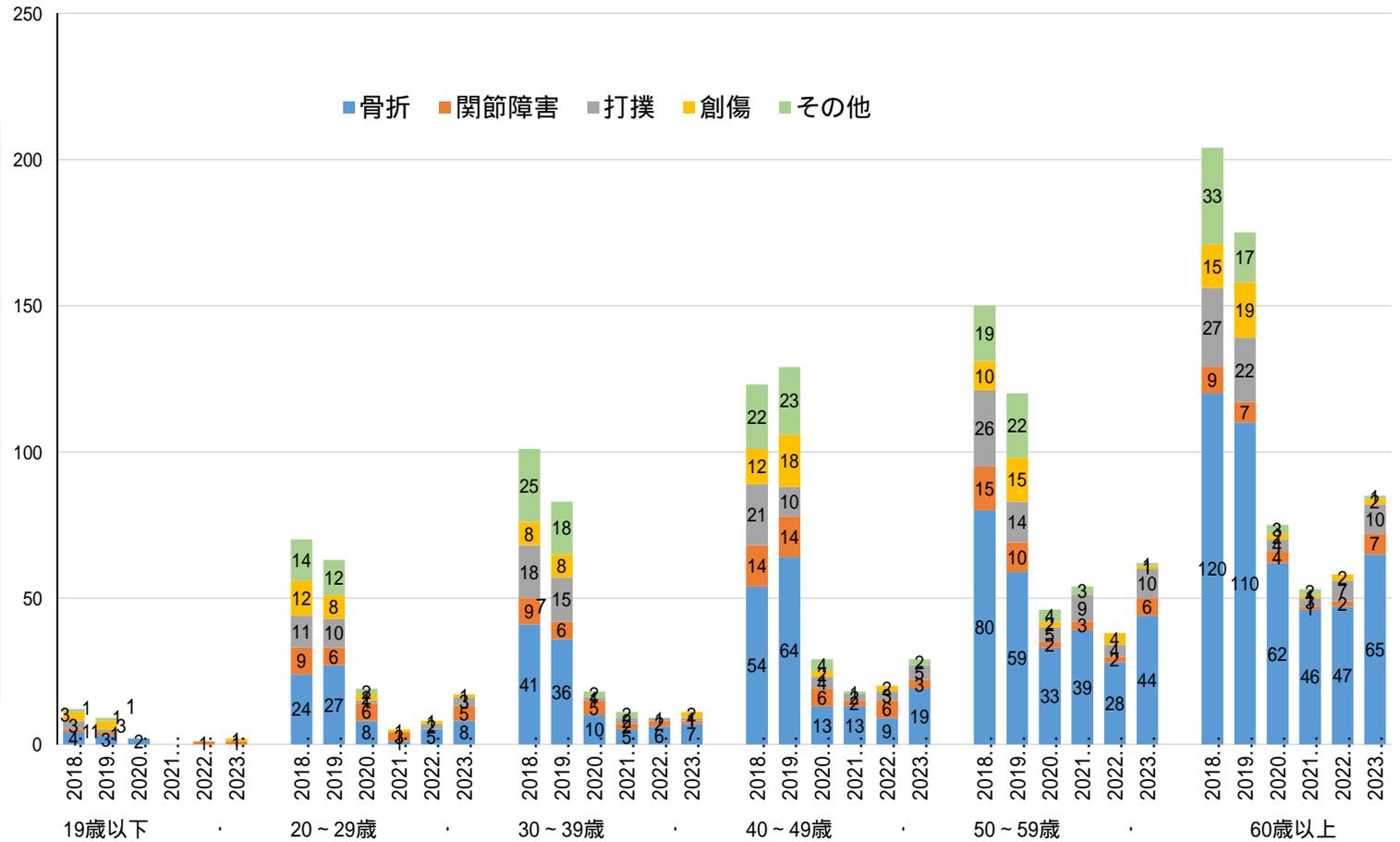


3. 傷病性質別転倒災害死傷者数の推移



関節の障害 : 捻挫、亜脱臼及び転位を含む
 打撲傷 : 皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む
 創傷 : 切創、裂創、刺創及び挫滅傷を含む

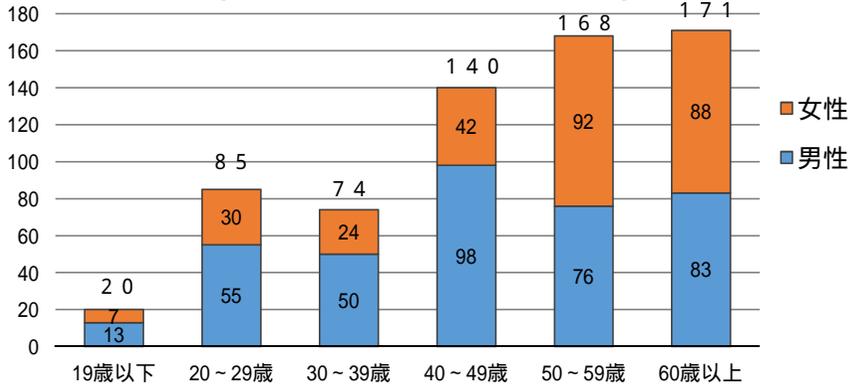
4. 年齢階層・傷病性質別転倒災害死傷者数の推移



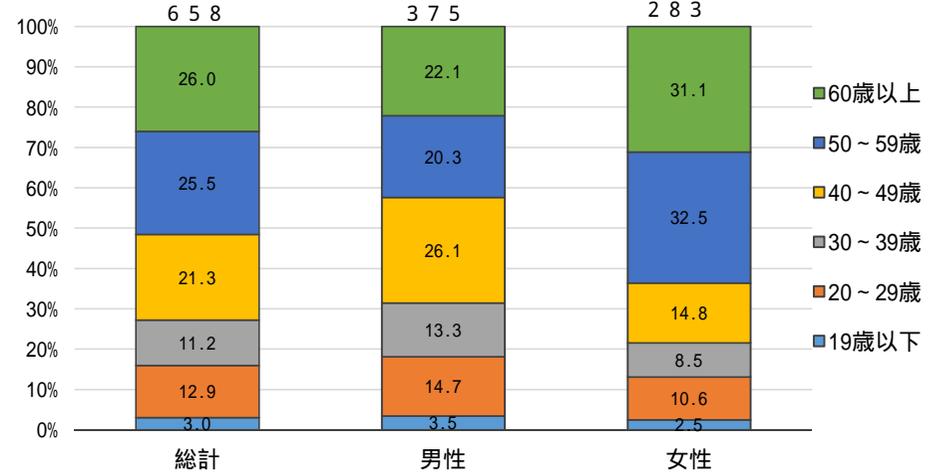
2023年 年齢階層別労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症数を除く)

松山署管内

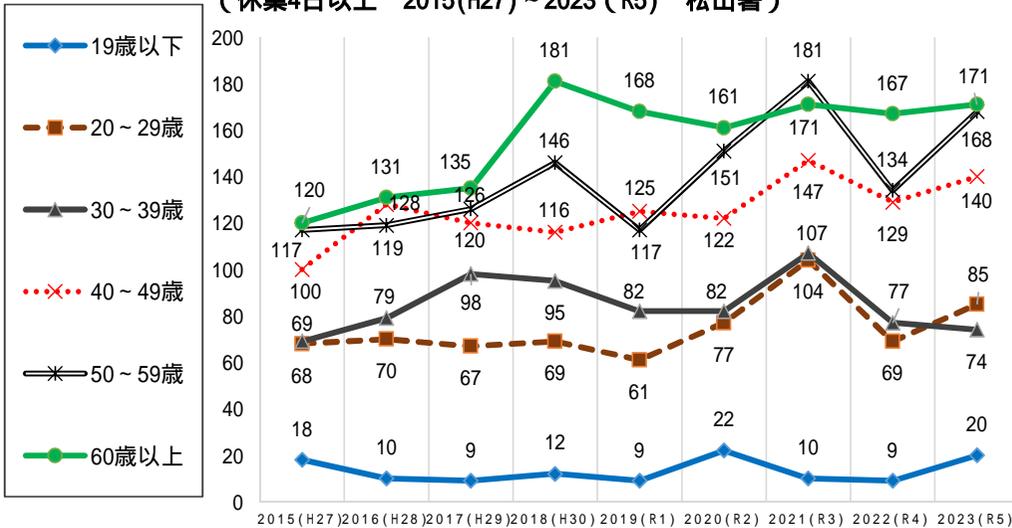
年齢階層別死傷者数(新型コロナウイルス感染症数を除く)
(2023年 休業4日以上、性別 松山署)



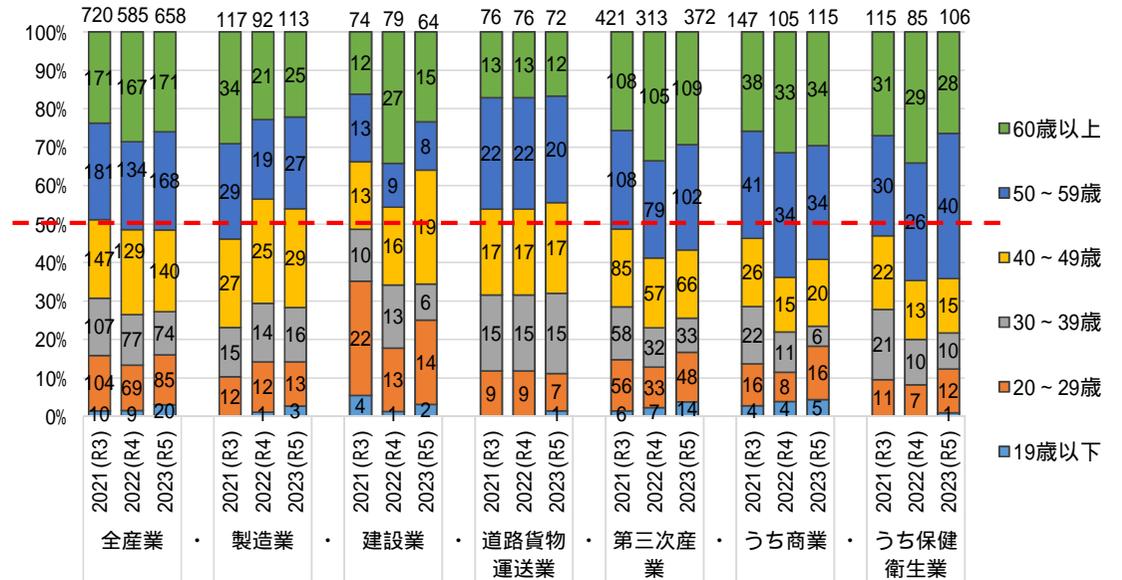
年齢階層別死傷者割合(%)
(2023年 休業4日以上 性別 松山署)



年齢階層別死傷者数の推移
(休業4日以上 2015(H27)~2023(R5) 松山署)



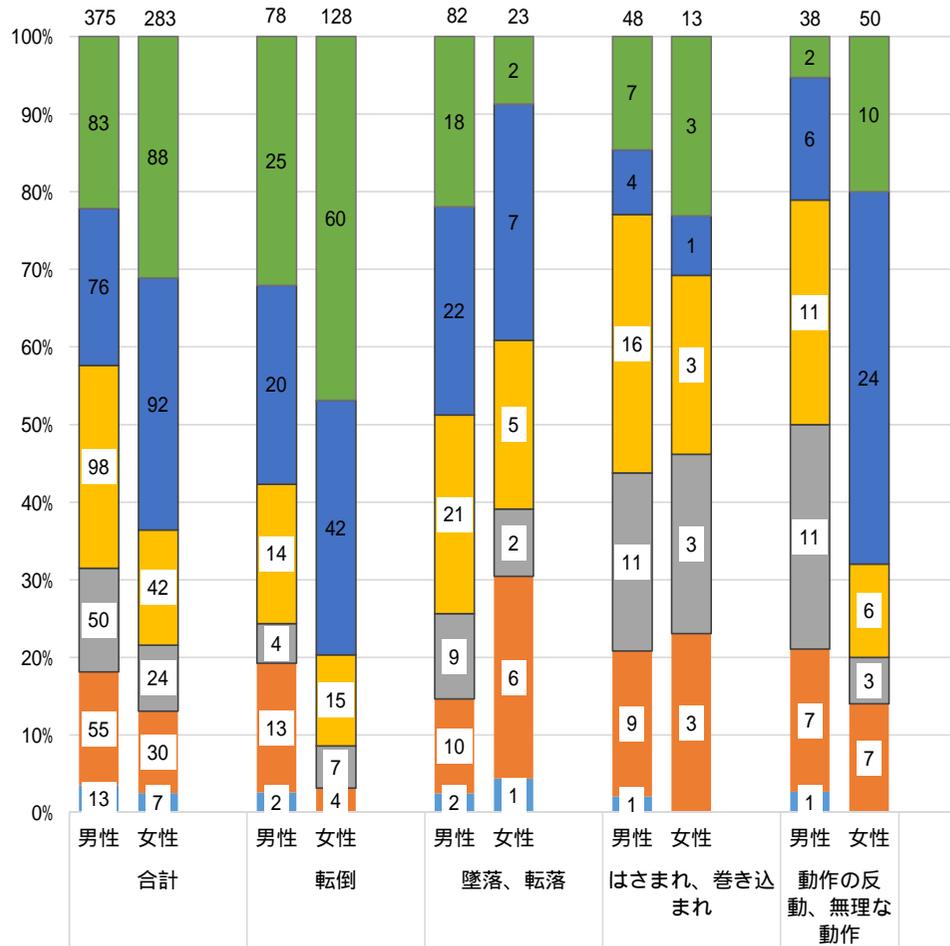
主要業種・年齢階層別労働災害発生割合
(休業4日以上 2020~2023 数値は人数 松山署)



主要事故の型・年齢階層別労働災害発生割合

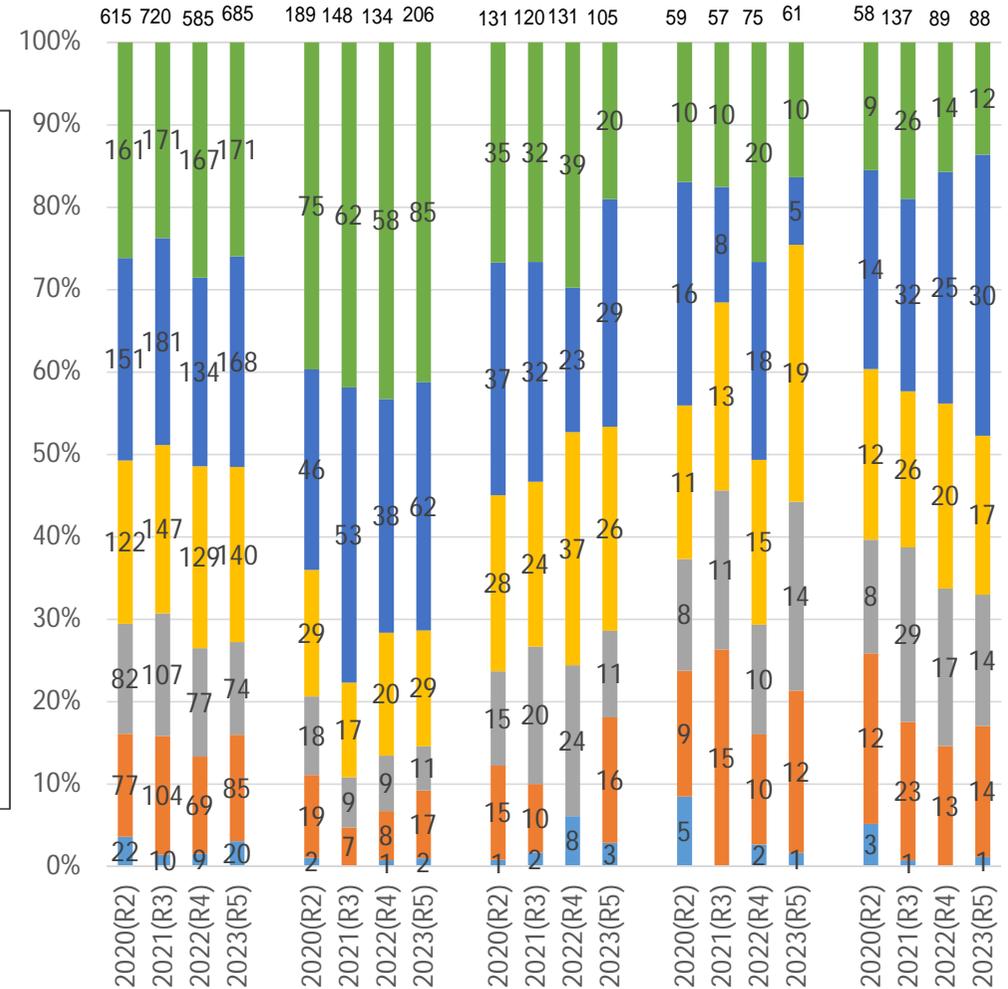
松山署管内

主要事故の型・性別・年齢階層別労働災害発生割合
(休業4日以上 2023 数値は人数 松山署)



松山署管内

主要事故の型・年齢階層別労働災害発生割合
(休業4日以上 2020~2023 数値は人数 松山署)



業種別	年 別		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (1-4月)	令和5年 同 期	対前年比					
	増減数	増減率													
全 産 業	(6)	562	(3)	583	(2)	662	(2)	585	(3)	658	139	(1)	168	-29	-17.3%
製 造 業		108		116		114		92		113	28		28	±0	±0
食 料 品 製 造 業		35		57		47		35		49	13		12	+1	+8.3%
織 維 工 業										1					
その他の繊維製品製造業						1				1	1				
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業		16		11		9		14		12			4		
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		2		2		1		2			1			#DIV/0!	
パ ル プ ・ 紙 製 造 業								1		1					
紙 加 工 品 製 造 業		2		1		3		2		1					
印 刷 ・ 製 本 業				4		1		1			1			#DIV/0!	
化 学 工 業		5		7		6		4		3	3		2	+1	
窯業・土石製品製造業		5		4		7		3		3					
鉄 鋼 業				4		2				1					
非 鉄 金 属 製 造 業		1								1	1				
金 属 製 品 製 造 業		11		8		8		6		13	1		3		
一 般 機 械 器 具 製 造 業		13		7		13		10		10	3		2	+1	+50.0%
電 気 機 械 器 具 製 造 業		4		3		1		3		6	2		2		
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業				2		3		1		2			1		
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業						1		1							
そ の 他 の 製 造 業		14		6		11		9		9	2		2		
鋳 業		1				1				1					
建 設 業	(5)	56	(1)	68	(1)	69	(1)	69	(2)	64	9	(1)	18	-9	-50.0%
土 木 工 事 業	(2)	18	(1)	17		19		23	(1)	23	3		7	-4	
建 築 工 事 業	(3)	34		40		42		32	(1)	35	5		10	-5	-50.0%
うち木造家屋建築工事業	(1)	8		12		8		9		6	1		2		
そ の 他 の 建 設 業		4		11	(1)	8	(1)	14		6	1	(1)	1		
鉄 道 ・ 道 路 旅 客 業		4		8		8		8		7	3		1		
道 路 貨 物 運 送 業		83		79		76		84		73	17		18	-1	-5.6%
貨 物 取 扱 業		6		2		7		5		11	1		3	-2	-66.7%
うち港湾運送業				2		3				2					
農 業		9		5		7		4		4	1		1		
林 業		12		10		6		7		10	2		5		
畜 産 ・ 水 産 業		2		2		3		3		3			2		
商 業		89		95	(1)	136		105		115	19		26	-7	-26.9%
うち小売業		56		72		99		75		90	14		18	-4	-22.2%
金 融 広 告 業		10		6		19		8		10	1		1		
映 画 ・ 演 劇 業				1											
通 信 業		11		16		22		12		17	5		6	-1	
教 育 研 究 業		12		10		10		12		15	1		4		
保 健 衛 生 業		63		80		84		85		106	26		27	-1	-3.7%
うち社会福祉施設		36		55		58		63		72	18		20	-2	-10.0%
接 客 娯 楽 業		37		29		31		34		40	11		10	+1	+10.0%
うち飲食店		23		18		22		21		24	7		7	±0	±0
清 掃 ・ と 畜 業		33	(1)	28		34		35	(1)	36	9		8	+1	+12.5%
官 公 署		1													
そ の 他 の 事 業	(1)	25	(1)	28		35	(1)	22		33	6		10		

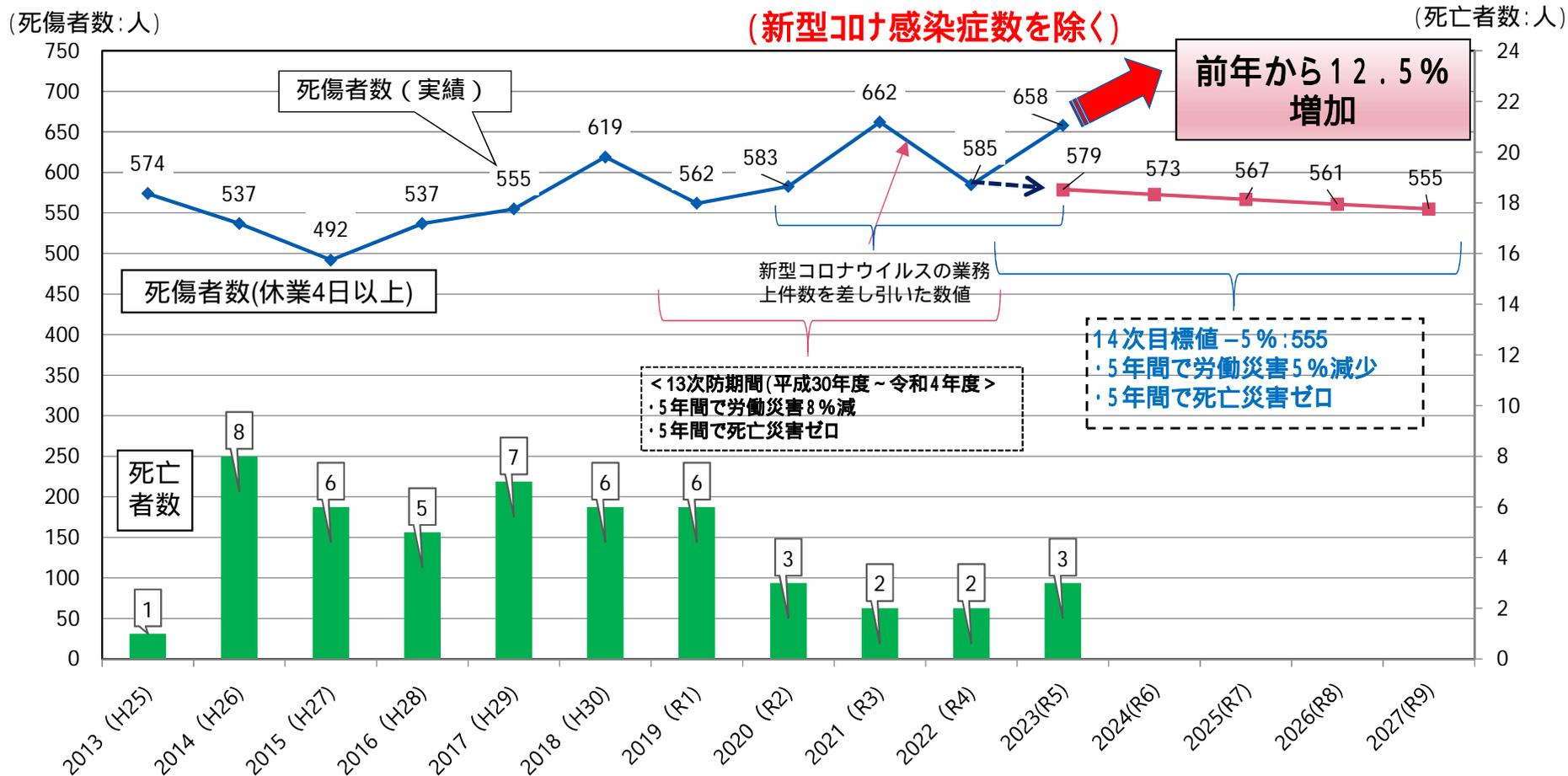
松山労働基準監督署管内(松山市・伊予市・東温市・伊予郡・上浮穴郡)

休業4日以上で()内は死亡者数を表し、内数である。

松山第14次労働災害防止推進計画の推進

松山署管内

1 松山第14次労働災害防止推進計画における労働災害の推移



第12次労働災害防止推進計画	松山第13次労働災害防止推進計画	松山第14次労働災害防止推進計画
期間 2013年~2017年	期間 2018 (H30)年~2022 (R4)年	期間 2023 (R5)年~2027 (R9)年
目標 死傷 495人以下 (-15%以上) 死亡 0人 [平成2017年において:対2012年比]	目標 死傷 510人以下 (-8%以上) 死亡 0人 [2022年において:対2017年比]	目標 死傷 555人以下 (-5%以上) 死亡 0人 [2027年において:対2022年比]
実績 死傷 555人(+11.9%) (内数死亡6人)	実績 2023 : 死傷者数 585人 (対前年比:-77,-11.6%) : 死亡者数 2人 (対前年 ±0人)	

グラフの赤色の数字は
各年の目標数値

(計画期間：令和5年～令和9年)

アウトプット指標	アウトカム指標
<p>(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハード及びソフト両面からの転倒災害防止対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。 ・卸売業・小売業/医療・福祉の事業者における正社員以外への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。 ・腰痛予防対策に取り組んでいる事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加が見込まれる転倒災害について、令和9年までに死傷災害を令和4年の災害発生件数以下とする。 ・腰痛による死傷災害を令和9年までに令和4年と比較して10%以上減少させる。
<p>(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加が見込まれる60歳代以上の死傷災害(新型コロナウイルス感染症を除く)を、令和9年までに令和4年の災害発生件数以下とする。
<p>(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の死傷年千人率(新型コロナウイルス感染症を除く)を令和9年までに全体平均以下とする。
<p>(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する道路貨物運送業者の割合を令和9年までに80%以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路貨物運送業の死傷者数(新型コロナウイルス感染症を除く)を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業者の割合を令和9年までに85%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業の死亡者数(新型コロナウイルス感染症を除く)を令和9年までに0人以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害件数を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業者の割合を令和9年までに60%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・林業において松山第14次労働災害防止推進計画期間中、死亡災害(新型コロナウイルス感染症を除く)ゼロを達成する。

松山第14次労働災害防止推進計画

(計画期間：令和5年～令和9年)

アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
<p>(オ) 労働者の健康確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none">メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする50人未満の小規模事業者におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに50%以上とする。	アウトカム指標は設定しない
<p>(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none">危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行い、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。	<ul style="list-style-type: none">化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を松山第13次労働災害防止推進計画期間と比較して、令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none">熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業者の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。	<ul style="list-style-type: none">熱中症による死亡者数を松山第14次労働災害防止推進計画期間中にゼロ人以下とする。

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりの結果が期待される。

- 死亡災害（新型コロナウイルス感染症を除く）については、0人を達成する。
- 死傷災害（新型コロナウイルス感染症を除く）については、令和4年と比較して令和9年までに5%以上減少する。



厚生労働省版 (QRコード)
第14次労働災害防止計画

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チュウイカン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
服装	準備期間に検討した服装を着用
作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 糖尿病、 高血圧症、 心疾患、 腎不全、 精神・神経 関係の疾患、 広範囲の皮膚疾患、 感冒、 下痢
日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加

暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底

水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底

作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加

熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施

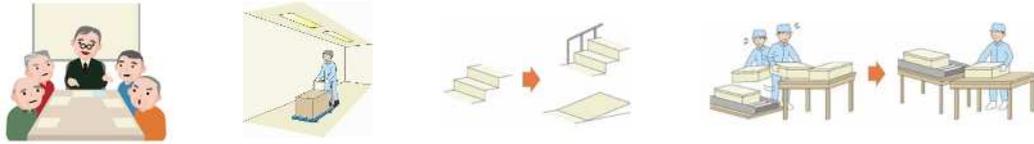
体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



1 安全衛生管理体制の確立

- **経営トップによる方針表明と体制整備**
経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。
- **高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**
高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）**
身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。
- **高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）**
敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- **健康状況の把握**
雇入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。
- **体力の状況の把握**
事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。
健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- **個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応**
 - ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
 - ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- **心身両面にわたる健康保持増進措置**
「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

- **高年齢労働者、管理監督者等に対する教育**
労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。
(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)

エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む中小企業事業者の皆さまを支援しています。
- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。

エイジフレンドリー
補助金



「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会(以下「コンサルタント会」という。)が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	高齢労働者の労働災害防止対策コース	転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること 高齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者を常時1名以上雇用している(年齢制限なし) 	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 1年以上事業を実施している事業場において、高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費(機器の購入・工事の施工等) 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補上助限率額	補助率：1/2 上限額：100万円 (消費税を除く)	補助率：3/4 上限額：30万円 (消費税を除く)	

注意事項

- ・複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・この補助金は「事業場規模」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数 ¹	資本金又は出資の総額 ¹
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

- 1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
- 2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

- 60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策を補助対象とします。

具体的には、次のような労働災害防止対策が対象となります

(ア) 転倒・墜落災害防止対策

- 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)(1)
- 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入)
- 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
- 階段の踏み面への滑り防止対策
- 階段への手すりの設置(1)
- 高所作業台の導入(自走式は含まず。床面から2m未満の物)

水場における防滑性能の高い床材等の導入



従業員通路への凍結防止装置の導入



転倒防止対策リーフレット



労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)

(イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策(腰痛予防対策)

- 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- 重量物搬送機器・リフトの導入(乗用タイプは含まず)
- 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入



(ウ) 暑熱な環境による労働災害防止対策(熱中症防止対策)

- 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場(2)における休憩施設の整備
- (2)労働安全衛生規則第587条に規定する暑熱に対する作業環境測定を行うべき屋内作業場が対象
- 体温を下げるための機能のある服の導入
- 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器(ウェアラブルデバイス)による健康管理システムの導入(初期導入費用のみ パソコンの購入は対象外)

体温を下げるための機能のある服の導入



(エ) その他の高齢労働者の労働災害防止対策(交通災害防止対策)

- 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

労働者ごとに費用が生じる対策(高所作業台の導入、重量物搬送機器・リフト、パワーアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等)については、対策に関わる人数分に限り補助対象とします。

- 労働者の身体機能低下による「転倒」や「腰痛」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。

・専門家とは・・・医師、理学療法士、健康運動指導士、労働安全・衛生コンサルタント、アスレティックトレーナー等

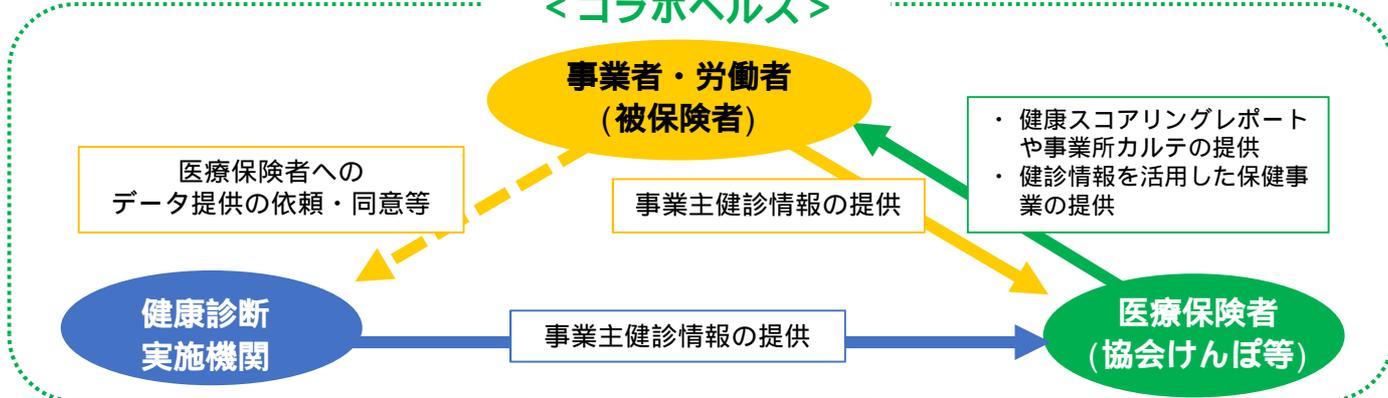
**「転倒防止」・「腰痛予防」のための
身体機能のチェック及び運動指導等の実施が対象となります**

転倒防止、腰痛予防の運動指導等に限り(オンライン開催等も含む)
物品の購入はできません
転倒防止、腰痛予防以外の運動指導は、当コースでは補助対象外です
(メタボリックシンドローム対策等の運動指導はコラボヘルスコースの活用をご検討ください)



「コラボヘルス」とは、医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行することです。

<コラボヘルス>



- 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用した、労働者の健康保持増進のための取組に要する費用を補助対象とします。

事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です

具体的には、次のような取組が対象となります

健康教育、研修等

健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等（オンライン開催、eラーニング等も含む）
産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの

システムの導入

健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入
初期導入費用のみ
パソコンの購入は対象外

栄養・保健指導

栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置（健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの費用は除く）

物品の購入はできません
事業所カルテや健康スコアリングレポートが保険者側の事情により保険者から提供されない場合は、エイジフレンドリー補助金Q & Aをご確認ください



申請に当たっての注意事項（申請方法等は次頁をご確認ください）

この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の交付条件等を確認の上で申請してください。

（注）申請内容等の確認のため、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります。エイジフレンドリー補助金の補助対象となる対策に対して、別途補助金（助成金を含む）が交付されている場合（もしくは交付される予定がある場合）は、エイジフレンドリー補助金を利用できません。

偽り、その他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求められます。

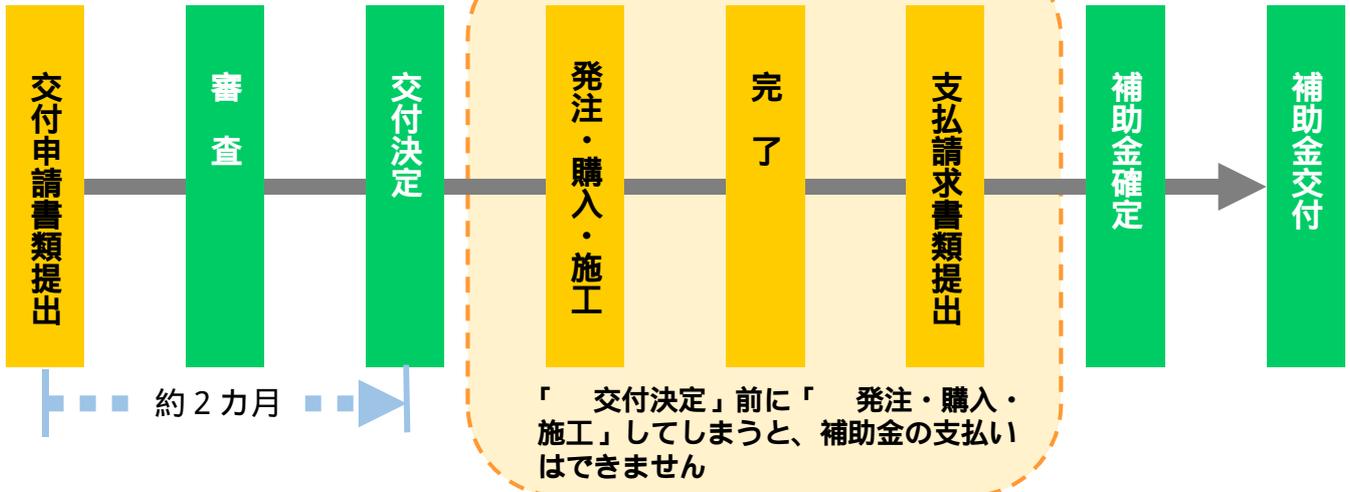
交付決定を受けられなかった事業者は、申請期間中であれば異なる対策での申請が可能です（10月申請分除く）。
なお、不交付決定（不採択）がなされた対策での再度申請はできませんのでご注意ください。

【財産を処分する場合の承認申請（必要な場合に手続きしてください）】

補助金を受けた機器等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡または廃棄する場合は、承認手続きを行ってください。

補助金申請の流れ

は事業者が実施します。 は事務センターが実施します。



申請書類提出から 交付決定まで概ね2カ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

「 交付申請書類」「 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください（申請書類の郵送やメール送付は行っておりません）
対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるQ & Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を活用しましょう
エイジフレンドリーガイドライン <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>



交付申請書類受付期間

令和6年5月7日～令和6年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限

令和7年1月31日（当日消印有効）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
（ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）

関係書類送付先	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません） 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では送付しないでください	
	申請担当	支払担当
お問合せ先	電話：03(6381)7507 FAX：03(6381)7508	電話：03(6809)4085 FAX：03(6809)4086
	受付時間 平日10:00～12:00/13:00～16:00 （土日祝休み、平日12:00～13:00は電話に出ることができません） <8月13日～8月16日（夏季休暇）、12月30日～1月3日（年末年始）を除く>	

皮膚等障害化学物質等の製造・取り扱い時に「不浸透性*」の保護具の使用が義務化されます

*有害物等と直接接触することがないような性能を有することを指しており、JIS T 8116で定義する「透過」及び「浸透」しないことのいずれの要素も含む。

Q：皮膚等障害化学物質とはどのような物質ですか？

詳細は第1章第3節を確認

A：皮膚等障害化学物質には、**皮膚刺激性有害物質**（ ）、**皮膚吸収性有害物質**（ ）が存在します。なお、皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像は下図のとおりです。

特別規則対象物質	皮膚刺激性有害物質 744物質	かつ 124物質	皮膚吸収性有害物質 196物質
----------	--------------------	-------------	--------------------

従来通り保護具着用の義務あり。

皮膚等障害化学物質 1,064物質
今般新たに保護具着用が義務化。



皮膚等障害化学物質リストはこちら

皮膚刺激性有害物質

皮膚または眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質
局所影響（化学熱傷、接触性皮膚炎など）



皮膚吸収性有害物質

皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、健康障害のおそれがあることが明らかな化学物質
全身影響（意識障害、各種臓器疾患、発がんなど）



Q：保護具の管理は誰が行うのですか？

詳細は第1章第3節を確認

A：保護具着用管理責任者が保護具の管理を行います。

【保護具着用管理責任者とは】

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、**保護具着用管理責任者**を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければなりません。

【職務および権限】

保護具の**適正な選択**に関すること。
労働者の**保護具の適正な使用**に関すること。
保護具の**保守管理**に関すること。

Q：保護具を使用しないとどうなりますか？

詳細は第2章第1節を確認

A：皮膚等障害化学物質に対して不浸透性の保護具を使用しないと、皮膚障害や皮膚を介した健康障害が発生する可能性があります。

【最近の皮膚等障害事案の状況】

- ・労働災害事例のうち、経皮ばく露による皮膚障害が最多。
- ・特に、皮膚吸収性有害物質は、皮膚刺激性はないが、皮膚から吸収され発がん(膀胱がん)に至った事案も発生。

【労働災害事例】

スコップで水酸化ナトリウムと廃油を含む沈殿物をすくった際に、飛散した水溶液を浴び、作業終了後、水酸化ナトリウムによる薬傷と診断された。
なお、作業者の服装は、通常の作業着に**化学防護手袋でない一般のビニル手袋**、ゴム長靴、さらに**化学防護服ではないナイロン製ヤッケ**を着用している作業者もいた。皮膚に障害を与える水酸化ナトリウムを取り扱うにもかかわらず、**適切な保護具を使用していなかったこと**、作業者および現場責任者が、槽内の物質の有害性について認識していなかったことが原因と考えられている。



手の防護については、一般的なビニル手袋などではなく、適切な化学防護手袋などを使用することが重要です。

Q：保護具にはどのような物がありますか？

詳細は第2章第2節を確認

A：不浸透性の保護具として、保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡などがあります。

皮膚障害等防止用保護具

- 皮膚障害等防止用保護具は、右図に示すような安衛則594条の2において皮膚等障害化学物質等に対して着用しなければならない不浸透性の保護衣、保護手袋、履物または保護眼鏡等の保護具を指します。
- マニュアルでは、保護手袋のうち**化学防護手袋**の選定方法などを示しています。
- 化学防護手袋は**軍手等の一般作業用手袋と異なるため、適切な化学防護手袋**を選定・使用することが重要です。

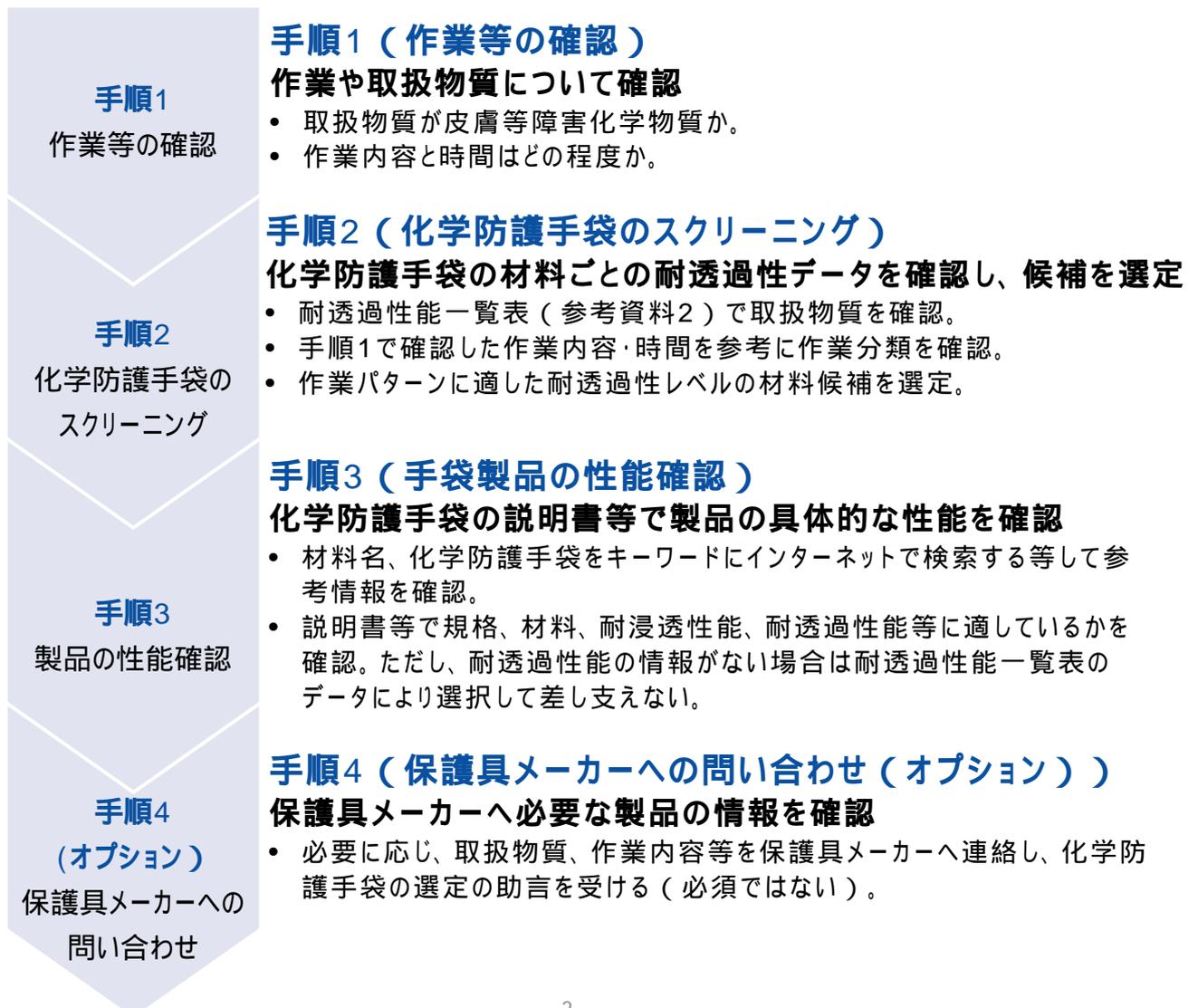


Q：どうやって適切な保護具を選ぶのですか？

詳細は第3章第1節を確認

A：以下の手順1から4に従って適切な不浸透性の手袋を選定します。

化学防護手袋の選定フロー



手順1 (作業等の確認)

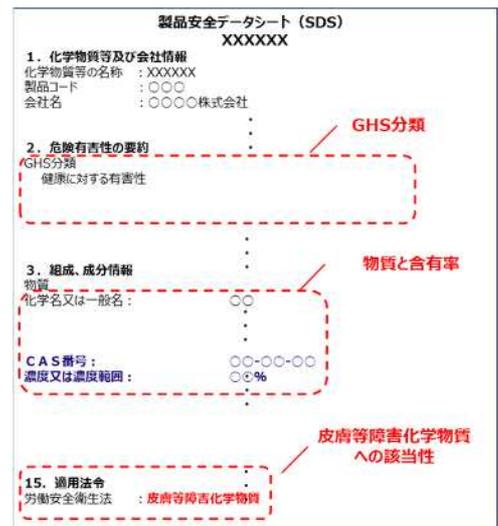
詳細は第2章第2節第1項を確認

取扱物質が皮膚等障害化学物質か

- 取扱物質のSDSやメーカーのウェブサイトを確認し、「15. 適用法令」の表示に「皮膚等障害化学物質等」の記載の有無を確認する。
- SDSの危険有害性の区分を確認し「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」、または「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかが「区分1」である場合は、「皮膚等障害化学物質等」に該当する。
- SDSの「15. 適用法令」や有害性区分に該当する記載がない場合は、「3. 組成、成分情報」の成分名を参考資料1に掲載されている物質リストと照合し、該当の有無を確認すること。



参考資料1
皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質のリスト



皮膚または皮膚を介して健康への影響がある皮膚等障害化学物質か

- 成分の名称と参考資料1の物質リストを照合し、「皮膚刺激性有害物質または皮膚吸収性有害物質の欄に「1」」の記載がある場合、皮膚または皮膚を介して健康への影響がある皮膚等障害化学物質と判断することができる。
- この場合、「不浸透性の手袋などの保護具」を着用しなければならない。

作業内容と時間を確認

化学物質が、誰に、どのような状況で付着する可能性があるかを確認する。以下の確認シート(例)を参考に確認のこと。

項目	内容(例)	記入イメージ
使用時の状況	これまでの作業で化学物質が手に付着したことがあるか。	はい/いいえ
	付着したことがある場合、手にどの程度付着したことがあるか。	有機溶剤の投入時のたれや飛沫で手の一部に付着するほか、ウエス等で拭き上げる際に手のひら全体に付着する
作業時間	準備、後片付けも含めて化学物質が皮膚に付着する可能性のある時間はどの程度か。 なお、作業時間は化学物質に触れる時間ではなく、化学物質に触れる可能性のある作業を開始してから終了するまでの時間である。	1~2時間程度

手順2 (化学防護手袋のスクリーニング)

詳細は第2章第2節第2項を確認

スクリーニング手順、に基づき使用可能な化学防護手袋の材料を確認します。

スクリーニング手順：取扱物質や作業内容・時間を基に使用可能な耐透過性クラスを確認。

スクリーニング手順：で確認した耐透過性クラスを基に耐透過性能一覧表から使用可能な材料を確認。

【耐透過性能一覧表(抜粋)】：マニュアル巻末に参考資料2として添付。

構造分類番号	CAS登録番号	物質名称	材料	ニトリルゴム				天然ゴム	ブチルゴム	...	多層フィルム (LLDPE)	多層フィルム (EVOH)
			厚さ(mm)	0.1	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35		0.062	0.06
316,442	100-02-7	p-ニトロフェノール										
502	10025-67-9	一塩化硫黄		x				x	x		x	
480	10025-78-2	トリクロロメタン		x	x			x	x			
360	10025-87-3	塩化ホスホリル		x	x	x	x	x				

手順3（化学防護手袋のスクリーニング）

詳細は第2章第2節第2項を確認

スクリーニング手順：使用可能な耐透過性クラスの確認

前項で確認した作業時間・内容に応じて、下表より使用可能な耐透過性クラスを確認する。

使用可能な耐透過性クラス ¹ (JIS T 8116に基づく)		作業分類1 接触が大きい作業 ²	作業分類2 接触が限られている作業 ²	作業分類3 接触しないと想定される作業 ³
● 耐透過性クラス5、6 ○ 耐透過性クラス3、4 ▲ 耐透過性クラス1、2 1：なお、「使用可能な耐透過性クラス」は幅で記載されているため、作業時間と破過時間で差異がある可能性がある。		手を浸漬するなど 手や腕全体 が化学物質に触れる作業やウェスで拭きとる等で 手のひら全体 が化学物質に触れる作業等、 化学物質に触れる面積が大きい作業 又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手が浸漬するなど、大きな面積が化学物質に触れてしまう おそれが高い作業 。	作業分類1以外で、 指先に 化学物質に触れる作業や 飛沫により液滴が手に触れる 作業等、 手の一部が化学物質に触れる作業 又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手の一部が化学物質に触れてしまう おそれが高い作業 。	化学物質を取り扱うが、 化学物質に触れることは通常想定されない作業 又は、何らかの異常や意図しない事象が発生した際に、 飛沫等がかかるおそれがある 作業。 本分類では 化学物質に触れた際は その時間を起点に、取扱説明書に記載の使用可能時間以内に速やかに手袋を交換する。
作業時間	240分超	●	● ○	● ○ ▲
	60分超 240分以下	● ○	● ○ ▲	● ○ ▲
	60分以下	● ○ ▲	● ○ ▲	● ○ ▲

2：なお異常時や事故時において化学物質に触れ、重大な健康影響を及ぼすおそれがある場合には、化学物質の有害性を踏まえて、接触するシナリオに応じた保護手袋、保護衣等を選定の上、着用すること。

3：密閉化や自動化された作業等、化学物質に接触することが全く想定されない作業については、必要に応じて手袋を着用する。

作業時間

- 作業時間に応じて、**60分以下**、**60分超240分以下**、**240分超**の3つのうちいずれに該当するか確認する。
- なお、作業時間は化学防護手袋を装着してから脱着するまでの時間。

作業内容に応じた作業分類

- 作業内容に応じて、通常時・異常時において、化学物質が皮膚へ付着する状況を考慮し、作業分類を行う。
- 作業分類は、「**作業分類1（接触が大きい作業）**」、「**作業分類2（接触が限られている作業）**」、「**作業分類3（接触しないと想定される作業）**」の3つ。

スクリーニング手順：使用可能な材料の確認

- 耐透過性能一覧表から、取り扱う化学物質の情報を「**CAS登録番号**」もしくは「**物質名称**」で検索する。
- スクリーニング手順で確認した使用可能な耐透過性能を満たす材料を確認し、それらの材料を候補とし、実際の製品を選択する。

【混合物取り扱い時の対応】

混合物を取り扱う際は、一覧表の情報や混合物に対する耐透過試験を行う等で、**混合物中の全ての物質に対して、作業時間中に破過しない材料から手袋を選定**する。しかし、全ての物質に対して60分以上の材料が存在しない場合は、対応方針を検討する。考え方の例は以下のとおり。

例1) 混合物中の**複数の化学物質に対する破過時間が最も長く使用できる材料**から手袋を選定する
 混合物中の皮膚等障害化学物質に該当する**複数の化学物質に対して最も良い耐透過性能を示す材料**を選択する。使用する際は、選択した材料の手袋のうち最も短い耐透過性能を示す物質の作業時間以内に交換する。

例2) **混合物中の化学物質がいずれも透過しないよう、複数の材料の手袋を重ねて**選定する
 皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質のいずれについてもスクリーニング手順1で整理した使用可能な耐透過性能を満たすように、**複数材料を選択**する。使用する際は、**選んだ複数の材料の手袋を重ねて**使用する。

【混合物の選択例 1 : 耐透過性クラスが最も長い材料から手袋を選択する場合】

耐透過性能一覧表の抜粋

CAS登録番号	物質名称	材料 厚さ (mm)	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム (ラテックス)	ブチルゴム	ネオプレンゴム	ポリビニル アルコール (PVA)	バイトン/ ブチルゴム	多層フィルム (LLDPE)	多層フィルム (EVOH)
			0.2	0.3	0.45	0.23	0.35	0.18 *0.13	-	0.3	0.062	0.06
1308-38-9	酸化クロム ()		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
1330-20-7	キシレン		×	■	-	×	■	×	■	■	■	■
149-57-5	2 - エチルヘキサン酸		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
75-07-0	アセトアルデヒド		×	×	×	×	■	×	■	■	■	■
84-74-2	フタル酸ジ - n - ブチル		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
96-29-7	ブタン-2-オン = オキシム		■	■	■	×	■	■	-	■	-	-

混合物中の化学物質に対する耐透過性クラスが最も長い材料から手袋を選択する。



混合物に対して、全ての物質に対して
耐透過性能を示す材料を選択する。

具体的な化学防護手袋の選択の例を示す。

- ✓ 全て 以上の耐透過性を有する **ブチルゴム (0.35mm)** もしくは **バイトン/ブチル (0.3mm)** の材料の手袋を使用。
- ✓ できればどうかは、手順 3 の表で確認する。

【混合物の選択例 2 : いずれも透過しないよう複数の手袋を重ねて選択する場合】

耐透過性能一覧表の抜粋

CAS登録番号	物質名称	材料 厚さ (mm)	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム (ラテックス)	ブチルゴム	ネオプレンゴム	ポリビニル アルコール (PVA)	バイトン/ ブチルゴム	多層フィルム (LLDPE)	多層フィルム (EVOH)
			0.2	0.3	0.45	0.23	0.35	0.18 *0.13	-	0.3	0.062	0.06
1308-38-9	酸化クロム ()		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
1330-20-7	キシレン		×	■	-	×	■	×	■	■	■	■
149-57-5	2 - エチルヘキサン酸		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
75-07-0	アセトアルデヒド		×	×	×	×	■	×	■	■	■	■
84-74-2	フタル酸ジ - n - ブチル		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
96-29-7	ブタン-2-オン = オキシム		■	■	■	×	■	■	-	■	-	-

混合物中の化学物質がいずれも透過しないよう複数の材料を選択する。



作業時間、作業分類から必要な
耐透過性能に応じて材料を選択する。

化学防護手袋の選択の例を示す。

- ✓ の材料を選ぶ場合 (全ての化学物質の耐透過性能が「 」となる) :
ニトリルゴム (0.45mm) と多層フィルム (LLDPE) (0.062mm) を重ねて使用
- ✓ の材料を選ぶ場合 (全ての化学物質の耐透過性能が「 」となる) :
ニトリルゴム (0.2mm) と多層フィルム (LLDPE) (0.062mm) を重ねて使用
- ✓ の材料を選ぶ場合 (全ての化学物質の耐透過性能が「 」となる) :
ネオプレンゴム (0.18mm) とPVA (N.A.) を重ねて使用

LLDPE (Linear Low Density Polyethylene) は直鎖低密度ポリエチレンの略。
EVOH (Ethylene-vinylalcohol copolymer) はエチレンビニルアルコール共重合体の略。
上記の組合せ以外にも他の材料を選択することが可能。



化学防護手袋の使用 チェックリスト

詳細は第4章を確認

化学防護手袋を使用するには以下の項目等に留意しましょう

して確認してみましょう

使用前の留意点

着用前の傷・穴あき確認

新品であっても傷や穴が空いている可能性がある。

【作業者】

手袋を開いて空気を入れ、袖口部分を折り返し、手袋内部の空気を閉める方法等で、漏れがないかを確認する。

サイズ、アレルギーの確認

手袋のフィット感は作業性に大きく影響する。
また、手袋の材料によってはアレルギー反応を引き起こすことがある。

【作業者】

事前に数種類のサイズの手袋を試着し、手にあっているかを確認。また、事前の試着時に皮膚に異常がないかも併せて確認する。

手の状態確認

手袋は爪等の内部要因によって亀裂が入ってしまう可能性がある。
手に傷がある場合、傷から化学物質が侵入してしまう可能性がある。

【作業者】

爪を適切に手入れすること
着用前には手を洗い、汚れを落とすこと
また、手の傷を確認し、必要に応じて医療機関を受診する。

使用中の留意点

設定した使用時間・方法を守る

手袋の選定時に設定した使用可能時間や使用方法を逸脱した使用は、化学物質の透過、浸透により手袋内部に侵入する可能性がある。

【保護具着用管理責任者】

事前に使用可能時間、使用方法を設定し、それらを作業者に周知する。

【作業者】

設定された使用方法から逸脱せずに使用する。一度でも磨耗、突刺し、引裂き、切創等の外的ダメージを直接受けた、またはそのおそれのある化学防護手袋は、たとえ外観に損傷がなくても、保護具着用管理責任者に申し出て交換する。

かぶれやかゆみが生じたら使用をやめる

化学物質は気づかぬうちに手袋を透過・浸透している可能性がある。

【作業者】

手や腕にかぶれやかゆみ等が生じたら、使用をやめ、すぐに手を洗う必要がある。その後、管理者へ報告し、管理責任者へ報告し、指示を仰ぐ。

【保護具着用管理責任者】

管理者や管理責任者は必要に応じて医療機関の受診を勧める。

化学物質のたれを防止する

蒸気（ガス）状の化学物質も含め、化学物質が袖口から侵入する可能性がある。

【作業者】

作業に応じて袖口を不浸透性のテープで止める等の対応が必要である。

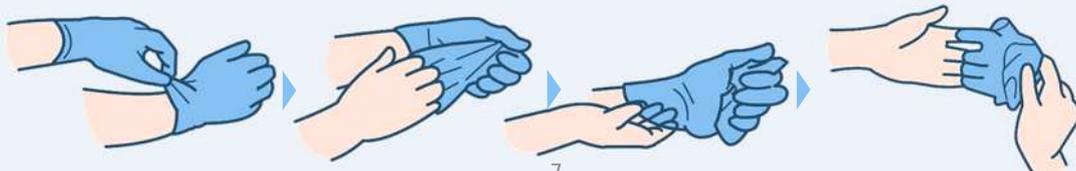


使用後の留意点

化学物質が付着しないように手袋を脱ぐ

手袋を脱ぐ際、手袋に付着している化学物質が身体に付着する可能性がある。

化学物質の付着面が内側になるように手袋を脱ぐ。



化学防護手袋の保守管理 チェックリスト

化学防護手袋を保守管理するには以下の項目に留意しましょう

詳細は第5章を確認

して確認してみましょう

保管時の留意点

予備の手袋を常時備え付ける

手袋は状況によって、穴が空いてしまう等で使用不能になる可能性もある。

【保護具着用管理責任者】

事業場に備え付けてある保護具の在庫を定期的に確認し、定数より多く用意する必要がある。

手袋製品の使用時間は、手袋メーカーより示された性能に基づき、480分以内とすることや科学的根拠に基づき設定すること。

新鮮な環境で保管する

手袋は周囲の環境によって、性能に影響を受けることがある。例えば、湿気の高いところに保管してあると、手袋が次第に劣化してしまい、性能低下を引き起こしてしまうなどである。

【保護具着用管理責任者】【作業者】

乾燥した状態で保管すること。

なお、使用中の手袋は、有害化学物質の存在しない、高温多湿を避けた新鮮な空気環境中にて保管する。

廃棄時の留意点

二次ばく露の防止

手袋を脱いだ後、適切に処理をしないと、使用後の手袋から化学物質にばく露する可能性が生じる。

【保護具着用管理責任者】

事業場内での廃棄ルール（例えば、定められた容器または袋に入れ密閉する）を定め、作業者に周知する。

【作業者】

作業者はルールを遵守する。

定められた場所、方法での廃棄

化学物質が付着した手袋は一般のごみとしては廃棄でない。必ず産業廃棄物として廃棄する必要がある。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）や自治体の条例等に従い、廃棄することが必要となる。

皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアルへリンク
（厚生労働省HP内）



2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

- ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
 - ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
- については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人でも立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



ひとくらしみらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・労働基準監督署

令和6年度安全衛生管理計画書

(コピーして使用して下さい。)

基本方針	
------	--

事業場名 _____
 〒 _____
 所在地 _____
 業 種 _____
 労働者数 男 人 女 人 計 人

代表者	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者

構内協力事業場数 _____ 社
 派遣労働者数 _____ 人

重点施策	実施項目	前年度の評価	目 標	年間スケジュール												備 考		
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			

自社の実施可能な計画を作成の上、令和6年7月31日までに、所轄労働基準監督署に提出して下さい。(本様式は愛媛労働局ホームページに掲載しています。)

・外国人労働者の労働災害防止対策の推進 (注1参照)
 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法での労働災害防止教育の実施について (該当する番号に を付して下さい。)

1 実施している 2 実施していない 3 該当する労働者がいない

・労働者の心の健康確保対策の推進 (注2参照)
 ストレスチェックの実施について (該当する番号に を付して下さい。)

1 実施している 2 実施していない

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票(選択回答)に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査です。平成27年12月1日から労働者数50人以上の事業場の実施が義務付けられています。労働者数50人未満の事業場については実施が努力義務となっています。

・化学物質等による健康障害防止対策の推進 (注3参照)
 危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行い、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置の実施について (該当する番号に を付して下さい。)

1 実施している 2 実施していない
 3 掃除作業時等、あらゆる作業において化学物質を使用していない

各対策の詳細につきましては、以下のホームページをご確認願います。
 注1 外国人労働者の安全衛生対策について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>
 注2 ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/index.html>
 注3 職場における化学物質対策について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/anzeneisei03.html